

## カードローン契約規定の改定について

当社では、2023年4月1日より別口座型カードローンの契約規定等の一部を改定させていただきます。

(1)規定の改定内容、(2)対象となる規定については以下をご参照下さい。

## (1)規定の改定内容

## ＜主な改定内容＞

カードローン契約規定の返済方法を変更

## ＜改定内容の詳細＞

○次の条項について以下の通り改定いたします。

○契約規定によって以下に該当する条項が異なりますので、後記の「(2)対象となる規定」でご確認ください。なお、下表に記載されている条項は、後記の「(2)対象となる規定」のNo.1の規定(現行の規定)を例示しており、記載されている条項の番号は規定によっては異なることがあります。

改定前	改定後															
カードローン契約規定	カードローン契約規定															
(省略)	(省略)															
第9条 返済方法 本取引にもとづく貸越残高の毎月の返済額は、毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)に基準貸越残高に応じて次の通りとします。なお、基準貸越残高は毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)の3営業日前現在の貸越残高とします。	第9条 返済方法 本取引にもとづく貸越残高の毎月の返済額は、毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)に基準貸越残高に応じて次の通りとします。なお、基準貸越残高は毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)の3営業日前現在の貸越残高とします。															
(1)基準貸越残高が50万円以下の場合…1万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準貸越残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2千円未満の場合</td> <td>基準貸越残高全額</td> </tr> <tr> <td>2千円以上10万円以下の場合</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>10万円超50万円以下の場合</td> <td>その超過額が10万円を超えるごとに返済額を2千円ずつ加算</td> </tr> <tr> <td>50万円超350万円以下の場合</td> <td>その超過額が50万円を超えるごとに返済額を5千円ずつ加算</td> </tr> <tr> <td>350万円超400万円以下の場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超の場合</td> <td>その超過額が100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table>		基準貸越残高	約定返済額	2千円未満の場合	基準貸越残高全額	2千円以上10万円以下の場合	2千円	10万円超50万円以下の場合	その超過額が10万円を超えるごとに返済額を2千円ずつ加算	50万円超350万円以下の場合	その超過額が50万円を超えるごとに返済額を5千円ずつ加算	350万円超400万円以下の場合	5万円	400万円超の場合	その超過額が100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算
基準貸越残高	約定返済額															
2千円未満の場合	基準貸越残高全額															
2千円以上10万円以下の場合	2千円															
10万円超50万円以下の場合	その超過額が10万円を超えるごとに返済額を2千円ずつ加算															
50万円超350万円以下の場合	その超過額が50万円を超えるごとに返済額を5千円ずつ加算															
350万円超400万円以下の場合	5万円															
400万円超の場合	その超過額が100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算															
(2)基準貸越残高が50万円超100万円以下の場合…2万円																
(3)基準貸越残高が100万円を超過する場合…その超過額が100万円を超えるごとに返済額を1万円ずつ加算 ただし、基準貸越残高が1万円に満たない場合は、基準貸越残高を上限として当月返済日前日現在の貸越残高を返済額とします。																
(省略)																
	ただし、2023年4月1日改定前に契約を締結した場合で、借主が意思表示をし、銀行が承諾する場合には、借主の毎月の返済額は以下の通りとします。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準貸越残高</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満の場合</td> <td>基準貸越残高全額</td> </tr> <tr> <td>1万円以上50万円以下の場合</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下の場合</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超の場合</td> <td>その超過額が100万円を超え</td> </tr> </tbody> </table>		基準貸越残高	約定返済額	1万円未満の場合	基準貸越残高全額	1万円以上50万円以下の場合	1万円	50万円超100万円以下の場合	2万円	100万円超の場合	その超過額が100万円を超え				
基準貸越残高	約定返済額															
1万円未満の場合	基準貸越残高全額															
1万円以上50万円以下の場合	1万円															
50万円超100万円以下の場合	2万円															
100万円超の場合	その超過額が100万円を超え															

		るごとに返済額を1万円ずつ加算
	(省略)	

## (2)対象となる規定

No.	商品名	規定名	改定する条項
1	近畿大阪ATMカードローン	近畿大阪ATMカードローン契約規定(2015年7月31日以前ご契約分)	第7条
2	マイゲート・カードローン	マイゲート・カードローン契約規定(2015年7月31日以前ご契約分)	第7条
3	ダイレクト・カードローン	ダイレクト・カードローン契約規定(2015年7月31日以前ご契約分)	第7条

(注1) 上表に記載の規定が対象です(該当のカードローン商品名で上表に記載のない規定も同様の改定を行います)。

(注2) 上表規定は、キャッシュカードにカードローン機能がセットされたタイプのカードローンとなります。

(注3) カードローン専用カードが発行されているタイプ(約返型)のカードローンおよび総合口座型カードローン(商品名:総合口座ローン“アシスト”)は対象外です。

No.	商品名	規定名	改定する条項
1	カードローンシンプル	カードローンシンプル規約規定	第8条

(注1) 上表に記載の規定が対象です(該当のカードローン商品名で上表に記載のない規定も同様の改定を行います)。

(注2) 上表規定は、キャッシュカードにカードローン機能がセットされたタイプのカードローンとなります。

(注3) カードローン専用カードが発行されているタイプ(約返型)のカードローンおよび総合口座型カードローン(商品名:総合口座ローン“アシスト”)は対象外です。

No.	商品名	規定名	改定する条項
1	関西みらいカードローン	カードローン契約規定	第9条
2	近畿大阪カードローン	カードローン契約規定	第9条
3	近畿大阪カードローン	カードローン契約規定(保証会社:オリックス・クレジット株式会社)	第9条
4	関西みらいカードローン(住宅ローンセット型)	カードローン契約規定	第9条
5	近畿大阪カードローン(住宅ローンセット型)	カードローン契約規定	第9条
6	近畿大阪カードローン<住宅ローンセットプラン>	近畿大阪カードローン<住宅ローンセットプラン>契約規定	第7条
7	近畿大阪カードローン<住宅ローンセットプラン>	近畿大阪カードローン<住宅ローンセットプラン>契約規定	第8条
8	カードローン<プラチナプラン>	カードローン契約規定	第9条
9	近畿大阪クイックカードローン	りそなクイックカードローン契約規定/近畿大阪クイックカードローン契約規定	第7条
10	近畿大阪クイックカードローン	近畿大阪クイックカードローン契約規定	第8条
11	近畿大阪クイックカードローン	カードローン契約規定	第9条
12	近畿大阪クイックカードローン	カードローン契約規定(保証会社:りそなカード株式会社)	第9条
13	関西みらいクイックカードローン(預金セット型)	カードローン契約規定	第9条
14	近畿大阪クイックカードローン(預金セット型)	カードローン契約規定	第9条
15	近畿大阪ATMカードローン	近畿大阪ATMカードローン契約規定	第8条
16	マイゲート・カードローン	マイゲート・カードローン契約規定	第8条
17	近畿大阪プレミアムカードローン	カードローン契約規定	第9条
18	近畿大阪プレミアムカードローン	りそなプレミアムカードローン契約規定/近畿大阪プレミアムカードローン契約規定	第7条
19	近畿大阪メディカルカードローン	近畿大阪メディカルカードローン契約規定	第7条
20	カードローン(プレミアムフリーローンセット用)	カードローン契約規定	第8条
21	カードローン(プライベートローンセット用)	カードローン契約規定	第8条
22	カードローン(プライベートローンセット用)	カードローン契約規定(保証会社:株式会社ジェーシービー)	第10条
23	カードローン(目的ローンセット用)	カードローン契約規定	第10条
24	カードローン(カナエルセット用)	カードローン契約規定	第8条
25	カードローン(カナエルセット用)	カードローン契約規定(保証会社:株式会社ジェーシービー)	第10条

(注1) カードローンのうち、保証会社がりそなカード株式会社、オリックス・クレジット株式会社、株式会社オリエントコーポレーション(旧商品:プラスカード、クイックカードを除く)、株式会社ジャックス(旧株式会社ジェーシービー)のもので、上表に記載の規定が対象です(該当のカードローンで上表に記載のない規定も同様の改定を行います)。

(注2) 上表規定は、キャッシュカードにカードローン機能がセットされたタイプのカードローンとなります。

(注3) カードローン専用カードが発行されているタイプ(約返型)のカードローンおよび総合口座型カードローン(商品名:総合口座ローン“アシスト”)は対象外です。

以上